

議 案 参 考 資 料

令和元年6月 定例会

(目 次)

○大村市森林環境譲与税基金の概要（第27号議案関係）	（ 1 ）
○大村市税条例等の改正概要（第28号議案関係）	（ 3 ）
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第28号議案関係）	（ 7 ）
○大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第28号議案関係）	（26）
○大村市税条例（新旧対照表）（第3条関係）（第28号議案関係）	（46）
○大村市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大村市条例第50号）（新旧対照表）（第4条関係）（第28号議案関係）	（48）
○大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第24号）（新旧対照表）（第5条関係）（第28号議案関係）	（50）
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第6条関係）（第28号議案関係）	（56）
○大村市介護保険条例の改正概要（第29号議案関係）	（60）
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第29号議案関係）	（61）
○中地区ふれあい館平面図（第30号議案関係）	（62）
○大村市高齢者活動支援施設条例（新旧対照表）（第30号議案関係）	（63）
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概要（第31号議案関係）	（64）
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第31号議案関係）	（65）
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第32号議案関係）	（68）
○大村市水道事業給水条例等の改正概要（第33号議案関係）	（69）
○大村市水道事業給水条例（新旧対照表）（第1条関係）（第33号議案関係）	（70）
○大村市下水道条例（新旧対照表）（第2条関係）（第33号議案関係）	（72）
○大村市工業用水道事業給水条例（新旧対照表）（第3条関係）（第33号議案関係）	（73）

○大村市農業集落排水施設条例（新旧対照表）（第4条関係）（第33号議案関係）	（74）
○町の区域の変更位置図（第34号議案関係）	（75）
○消防ポンプ自動車図面（第35号議案関係）	（76）
○物品等入札状況調書（第35号議案関係）	（77）
○土地の位置図（第36号議案関係）	（78）
○大村線松原・竹松駅間車両基地（仮称）新駅位置図（第37号議案関係）	（79）
○大村線松原・竹松駅間車両基地（仮称）新駅平面図（第37号議案関係）	（80）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第38号議案関係）	（81）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第38号議案関係）	（82）
○公用車の物損事故について（報告第4号関係）	（84）

大村市森林環境譲与税基金の概要（第27号議案関係）

1 制定の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、森林環境税が創設され、併せてこれを財源とする森林環境譲与税が国から地方公共団体に譲与される。当該森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置する。

2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

(1) 森林環境税

課税開始年度	令和6年度
納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	年額1,000円
賦課徴収	市町村（個人住民税と併せて実施）

(2) 森林環境譲与税

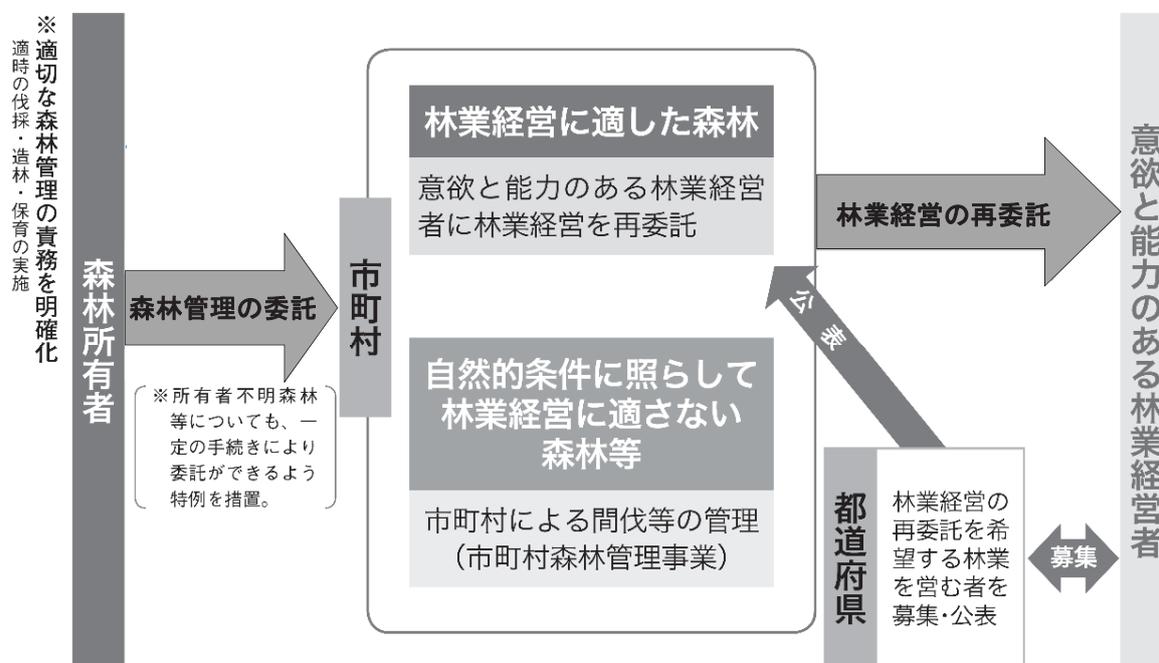
譲与開始年度	令和元年度	
譲与総額	森林環境税の収入額に相当する額(※1)	
譲受団体	市町村及び都道府県	
使 途	市 町 村	間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発等の森林整備並びにその促進に関する費用
	都道府県	森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
譲 与 基 準	市 町 村	総額の9割(※2)に相当する額を、私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)及び人口(3/10)で按分
	都道府県	総額の1割(※2)に相当する額を市町村と同様の基準で按分
使 途 の 公 表	インターネット等で公表	

※1 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応

※2 制度創設当初は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと想定されるため、都道府県の譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行することとされている。

3 森林経営管理制度の概要（基金を活用した主な施策）

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の管理を実行できない場合に、市が管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市が管理を行う。



林野庁情報誌「林野-RINYA-」平成30年2月号 より抜粋

大村市税条例等の改正概要（第28号議案関係）

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

（税条例附則第13項の7）（施行日：公布の日）

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた者について、所得税額から住宅ローン控除可能額を控除しても住宅ローン控除可能額に残額がある場合に、翌年度の個人住民税額から当該残額を控除する特例措置の適用期限を2年間延長する。

項目	改正前		改正後	
適用期限 (税条例の適用)	R13年度 (H43年度)		R15年度 (H45年度)	
居住開始の時期 (地方税法の適用)	H26.4/1 ~R3.12/31	H26.4/1 ~R1.9/30	R1.10/1 ~R2.12/31	R3.1/1 ~R3.12/31
控除期間 (地方税法の適用)	10年	10年	13年	10年

2 法人市民税（法人税割）の税率の引下げ

（税条例第26条の4）（施行日：令和元年10月1日）

法人市民税の法人税割の税率を次のとおり引き下げる。

改正前	改正後
100分の12.1	100分の8.4

【法人税割の税率の引下げに係る地方税法の改正概要】

消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割（市税）の税率を引き下げ、地方法人税（国税）の税率を引き上げ、地方交付税の原資とすることとされた。

法改正前	法改正後
法人税割（市税） 標準課税 9.7% (制限税率 12.1%)	法人税割（市税） 標準課税 6.0% (制限税率 8.4%)
法人税割（県税） 標準課税 3.2% (制限税率 4.2%)	法人税割（県税） 標準課税 1.0% (制限税率 2.0%)
地方法人税（国税） 4.4%	地方法人税（国税） 10.3%

} 地方交付税の原資

3 軽自動車税における環境性能割の導入に伴う改正

(税条例第 63 条) (施行日：令和元年 10 月 1 日)

令和元年 10 月 1 日に自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、3 輪以上の軽自動車の取得時の課税として、環境性能割を導入するとともに、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更する。

課税の区分	改正前	改正後
取得者課税	自動車取得税（県税）	環境性能割（市税）
所有者課税	軽自動車税（市税）	種別割（市税）

} 軽自動車税

※ 環境性能割

3 輪以上の軽自動車の環境性能に応じて課する軽自動車税

※ 種別割

軽自動車等の種別、用途、総排気量等の区分に応じて課する軽自動車税

4 環境性能割の概要

(税条例第 63 条の 4～第 63 条の 9、附則第 15 項～附則第 15 項の 11)

(施行日：令和元年 10 月 1 日)

(1) 納税義務者

3 輪以上の軽自動車の取得者

(2) 課税標準

3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額。ただし、当該価額が 50 万円以下の場合、環境性能割を課することができない。

(3) 税率

3 輪以上の軽自動車の環境性能に応じて決定する。乗用の軽自動車に係る環境性能割の税率は、次のとおり。

対象車	税率	
	自家用	営業用
ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車	非課税	
イ 平成 32 年度燃費基準+10%達成軽自動車		
ウ 平成 32 年度燃費基準達成軽自動車	1 % 特定期間：非課税	1 % 当分の間：0.5 %
エ 平成 27 年度燃費基準+10%達成軽自動車	2 % 特定期間：1 %	2 % 当分の間：1 %
オ ア～エ以外の軽自動車	3 % 特定期間：1 % 当分の間：2 %	3 % 当分の間：2 %

※ 1 イ～オの軽自動車は、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成軽自動車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成軽自動車に限る。

※2 特定期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）における
 税率は、特定期間に取得した乗用の軽自動車に適用する。

(4) 税額

課税標準（3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額）×税率

(5) 納付方法

3輪以上の軽自動車の取得時に申告書を市長に提出し、環境性能割額を納付する（当分の間は県知事が環境性能割の賦課徴収を行うため、納税義務者は環境性能割の申告、徴収金納付等を県知事に対して行う。）。

5 グリーン化特例の適用期限の延長

(1) グリーン化特例の適用期限の延長

（税条例附則第16項の2～附則第16項の4）（施行日：令和元年10月1日）

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の車両番号の指定を受ける3輪以上の低燃費・低排出ガス軽自動車について、当該指定を受ける年度の翌年度分の種別割を次のとおり軽減する。

最初の車両番号の指定	グリーン化特例の適用
平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年度分の種別割に適用
令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和3年度分の種別割に適用

※ 軽減率は、環境性能に応じ、おおむね75%、50%又は25%

(2) グリーン化特例の適用期限の延長及び適用対象の見直し

（税条例附則第16項の5）（施行日：令和3年4月1日）

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の車両番号の指定を受ける3輪以上の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、当該指定を受ける年度の翌年度分の種別割を次のとおり軽減する。

ア 適用期限の延長

最初の車両番号の指定	グリーン化特例の適用
令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年度分の種別割に適用
令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和5年度分の種別割に適用

※ 軽減率は、おおむね75%

イ 適用対象の見直し

改正前	改正後
(ア) 電気軽自動車	(ア) 電気軽自動車
(イ) 天然ガス軽自動車	(イ) 天然ガス軽自動車
(ウ) 一定以上の環境性能を有するガソリン軽自動車	

6 個人市民税の非課税範囲の拡大

(税条例第 17 条)(施行日：令和 3 年 1 月 1 日)

前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の単身児童扶養者の市民税を非課税とする。

※ 単身児童扶養者

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の6、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の6、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第32条の6第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第32条の6第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）第80条第1項若しくは第2</p>

改正後	改正前
<p>提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。)若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。)若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>

<p>改正後</p>	<p>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格にこれら規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の</p>
<p>改正前</p>	<p>定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格にこれら規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の</p>

改正後	改正前
<p>課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固</p>	<p>課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固</p>

改正後	改正前
<p>資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の6 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の6 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>略</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>7 附則第5項から前項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>略</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>7 附則第5項から前項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>8～8の3 略 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>9の3～10の5 略</p> <p>10の6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>8～8の3 略 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>9の3～10の5 略</p> <p>10の6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
10の9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10の9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10の10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10の18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10の19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改正後	改正前
<p>10の20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>10の24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10の27 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の28 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>る。</p> <p>10の20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>10の24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10の27 略</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の28 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>

改正後	改正前
<p>10の29 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の30～10の34 略</p> <p>10の35 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>10の36 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の37 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全</p>	<p>10の29 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の30～10の34 略</p> <p>10の35 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の36 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全</p>

改正後	改正前
<p>改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第3項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第4項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の38 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の39 略</p> <p>10の40 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の37 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の38 略</p> <p>10の39 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の41 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の42 略</p> <p>11～13の2 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>13の3 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の4～13の6 略</p> <p>13の7 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の40 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の41 略</p> <p>11～13の2 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>13の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の4～13の6 略</p> <p>13の7 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた</p>

改正後	改正前
<p>場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の2の第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第2項中「前2条」とあるのは「前3条」とあるのびに附則第13項の7」とする。</p>	<p>場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の第26項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項の規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>13の9 附則第13項の7の規定の適用がある場合における第26条の7第2項及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7第2項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の7」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の7」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>13の9 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第1項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19項、附則第22項、附則第28項、附則第31項、附則第35項、附則第35項の5又は附則第36項の12の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>13の10 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び附則第13項の14において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び附則第13項の12において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（次項から附則第13項の13までにおいて「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>13の11 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>13の10 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19項、附則第22項、附則第28項、附則第31項、附則第35項、附則第35項の5又は附則第36項の12の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>13の11 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び附則第13項の15において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（次項から附則第13項の14までにおいて「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>13の12 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下</p>

改正後	改正前
<p>この項から附則第13項の13までにおいて「申告特例の求め」という。)を行なった申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行なった日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行なった都道府県知事等に対し、施行規則で定める事項を届け出なければならない。その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>13の12 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>13の13 略</p> <p>13の14 略</p> <p>13の15 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項第12の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。(肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条</p>	<p>この項から附則第13項の14までにおいて「申告特例の求め」という。)を行なった申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行なった日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行なった地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>13の13 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>13の14 略</p> <p>13の15 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項第13の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。(肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条</p>

改正後	改正前																														
<p>第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p> <p>15 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から附則第15項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p> <p>15 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から附則第15項の7までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																														
略	略																														
<p>15の2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1161 120 1369 1039"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>15の3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第15項の6及び附則第15項の7において同</p>	第65条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>15の2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1161 120 1369 1039"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>15の3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第15項の6及び附則第15項の7において同</p>	第65条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第65条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第65条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													

改正後	改正前																														
<p>15の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に軽自動車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車両番号指定を受けた場合には令和元年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中</p>	<p>じ。) に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="518 123 742 1041"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>15の4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="997 123 1220 1041"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>15の5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車両番号指定を受けた場合には平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の2の表の左欄に掲げ</p>	第65条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第65条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第65条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
第65条第2号ア	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													

改正後	改正前																														
<p>欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1099 598 2011"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>15の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の3の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1002 1099 1204 2011"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>15の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和元年度分の軽自動車税に</p>	第65条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第65条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>15の6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の3の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>15の7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成31年度分の軽自動車税に</p>
第65条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第65条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													

<p>改正後</p>	<p>限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1099 598 2011"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>16～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に相当する額とす。次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡</p>	第65条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第65条第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p>改正前</p>	<p>限り、附則第15項の4の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に相当する額とす。次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡</p>															

改正後	改正前
<p>(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～38 略</p> <p>39 市長は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第2条第2項に規定する拠点地区内において、令和2年3月31日までの間に、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる固定資産に対して課すべき固定資産税の税率は第40条の規定にかかわらず、最初に固定資産税が課せられることとなった年度以降連続する3年度分限り、次のとおりとする。</p> <p>初年度 100分の0.14 第2年度 100分の0.35 第3年度 100分の0.7 (1)・(2) 略</p> <p>39の2 略 (個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>40 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>41 略</p>	<p>(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～38 略</p> <p>39 市長は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第2条第2項に規定する拠点地区内において、平成32年3月31日までの間に、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる固定資産に対して課すべき固定資産税の税率は第40条の規定にかかわらず、最初に固定資産税が課せられることとなった年度以降連続する3年度分限り、次のとおりとする。</p> <p>初年度 100分の0.14 第2年度 100分の0.35 第3年度 100分の0.7 (1)・(2) 略</p> <p>39の2 略 (個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>40 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>41 略</p>

大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）

<p>改正後</p>	<p>(納税証明事項) 第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(納税証明事項) 第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(納税証明事項) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条第2項、第92条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後においてはその税金を納付し、又は納入金を納入する場合は、当該納税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入書によって納入</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条第2項、第92条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後においてはその税金を納付し、又は納入金を納入する場合は、当該納税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入書によって納入</p>

改正後	改正前
<p>しなげなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第63条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第63条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法人税割の税率) 第26条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。</p> <p>(市民税の申告) 第28条の2 略 2～4 略</p> <p>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>6 略 7 略 8 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額(当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法人税割の税率) 第26条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。</p> <p>(市民税の申告) 第28条の2 略 2～4 略</p> <p>5 略 6 略 7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に</p>

<p>改正後</p>	<p>規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>旨</p> <p>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>改正前</p>	<p>規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>改正後</p>	<p>は、その旨</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>
<p>改正前</p>	<p>(3) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第63条 軽自動車は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第63条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の</p>	<p>2・3 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第63条 軽自動車は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売主があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって、軽自動車税を課することができない者である場合には、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第63条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p>

改正後	改正前
<p>目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第63条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p> <p>第63条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p>第63条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(環境性能割の徴収の方法) 第63条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付) 第63条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料) 第63条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、状況により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免) 第63条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動</p>	

改正後	改正前
<p>車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の課税免除) 第64条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</p> <p>(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (イ) 3輪のもの 年額 3,900円 (ウ) 4輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 家用 年額 10,800円 b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円 (イ) その他のもの 年額 5,900円</p>	<p>(軽自動車の課税免除) 第64条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率) 第65条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対して、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (イ) 3輪のもの 年額 3,900円 (ウ) 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円 (イ) その他のもの 年額 5,900円</p>

<p>改正後</p> <p>(3) 略</p> <p>(種別割)の賦課期日及び納期) 第66条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割)の徴収の方法) 第67条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る種別割の徴収方法については、証紙徴収の方法による。</p> <p>(種別割)の税率の特例) 第67条の2 前条第2項の規定により徴収する種別割の税率は、第65条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付手続) 第67条の3 第67条第2項の規定による種別割の納税義務者は、第66条第2項に規定する納期中に、前条に規定する種別割を本市の発行する証紙により納付しなければならない。 2 種別割の納税義務は、前項の規定による証紙に納税済の検印を押印を受けたときに完了するものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>(3) 略</p> <p>(軽自動車税)の賦課期日及び納期) 第66条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税)の徴収の方法) 第67条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る軽自動車税の徴収方法については、証紙徴収の方法による。</p> <p>(軽自動車税)の税率の特例) 第67条の2 前条第2項の規定により徴収する軽自動車税の税率は、第65条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付手続) 第67条の3 第67条第2項の規定による軽自動車税の納税義務者は、第66条第2項に規定する納期中に、前条に規定する軽自動車税を本市の発行する証紙により納付しなければならない。 2 軽自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に納税済の検印を押印を受けたときに完了するものとする。</p>
---	---

<p>改正後</p> <p>(証紙の携帯)</p> <p>第67条の4 種別割を納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合においては、常に証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第68条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第63条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該</p>	<p>改正前</p> <p>(証紙の携帯)</p> <p>第67条の4 軽自動車税を納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合においては、常に証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第68条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第63条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該</p>
---	---

改正後	改正前
<p>当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者又は第63条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が第68条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくして、申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって、種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認め</p>	<p>軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者又は第63条第2項に規定する軽自動車等の売主が第68条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくして、申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第71条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって、軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自</p>

<p>改正後</p>	<p>るものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」とい</p>
<p>改正前</p>	<p>動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要があると認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同号の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限前に市長に届け出たときは、前項の申請があったものとみなす。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第73条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の3の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第4</p>	<p>う。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者のうち、同号の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限前7日までに市長に届け出たときは、前項の申請があったものとみなす。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車等の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第73条 略</p> <p>2 法第443条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車</p>

改正後	改正前															
<p>45条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の規定によって種別割を課されないこととなる当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者につき、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこと又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 1～14の3 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>15 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>車が法第443条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の2の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者につき、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこと又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 1～14の3 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第15項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 123 1484 1041"> <thead> <tr> <th>第65条第2号ア</th> <th>3,900円</th> <th>4,600円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第65条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第65条第2号ア	3,900円	4,600円														
	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														

改正後	改正前																														
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>15の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>15の3 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第44条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>15の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="678 123 869 1041"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>15の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1284 123 1476 1041"> <tr> <td>第65条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第65条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第65条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第65条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第65条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													

改正後	改正前															
<p>1 5 の 4 県知事は、当分の間、附則第 1 5 項の 2 の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 1 5 項の 7 の規定により読み替えられた第 6 3 条の 7 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等において、当該者が偽りその他の不正の手段（当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 2 9 条の 1 の規定によりその例によることとされた法第 1 6 1 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者となり、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>	<p>1 5 の 4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 6 5 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="678 123 877 1041"> <thead> <tr> <th>第 6 5 条第 2 号ア</th> <th>3, 9 0 0 円</th> <th>3, 0 0 0 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6, 9 0 0 円</td> <td>5, 2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0, 8 0 0 円</td> <td>8, 1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3, 8 0 0 円</td> <td>2, 9 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5, 0 0 0 円</td> <td>3, 8 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	第 6 5 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円		6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円		1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円		3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円		5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円
第 6 5 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円														
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円														
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円														
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円														
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円														
<p>1 5 の 5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>																
<p>1 5 の 6 市長は、当分の間、第 6 3 条の 9 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>																
<p>1 5 の 7 第 6 3 条の 7 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p>																
<p>1 5 の 8 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の</p>																

改正後	改正前												
<p>1 6 第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>1 5 の 9 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="598 1097 718 2016"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>1 5 の 1 0 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>1 5 の 1 1 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>1 6 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第16項の4までにおいて「初回車両番号の指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1444 1097 1484 2016"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>1 6 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法附則第15項の2から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
第1号	100分の1	100分の0.5											
第2号	100分の2	100分の1											
第3号	100分の3	100分の2											
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円											

改正後	改正前														
<p>第2号ア(ウ)a</p> <table border="1" data-bbox="311 1086 478 2067"> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>第2号ア(ウ)b</p>	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円							
6,900円	8,200円														
10,800円	12,900円														
3,800円	4,500円														
5,000円	6,000円														
<p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="478 1086 837 2067"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	第2号ア(ウ)b	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>16の2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。</p>
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円													
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円													
第2号ア(ウ)b	10,800円	2,700円													
	3,800円	1,000円													
	5,000円	1,300円													
<p>16の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>16の3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>														

改正後	改正前													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="316 1704 352 2011">第2号ア(イ)</td> <td data-bbox="316 1402 352 1704">3,900円</td> <td data-bbox="316 1099 352 1402">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1704 389 2011" rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td data-bbox="352 1402 389 1704">6,900円</td> <td data-bbox="352 1099 389 1402">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1402 426 1704">10,800円</td> <td data-bbox="389 1099 426 1402">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="426 1704 462 2011" rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td data-bbox="426 1402 462 1704">3,800円</td> <td data-bbox="426 1099 462 1402">1,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 1402 499 1704">5,000円</td> <td data-bbox="462 1099 499 1402">2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	<p>改正前</p>
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
<p>16の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="919 1704 956 2011">第2号ア(イ)</td> <td data-bbox="919 1402 956 1704">3,900円</td> <td data-bbox="919 1099 956 1402">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 1704 992 2011" rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td data-bbox="956 1402 992 1704">6,900円</td> <td data-bbox="956 1099 992 1402">5,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 1402 1029 1704">10,800円</td> <td data-bbox="992 1099 1029 1402">8,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 1704 1066 2011" rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td data-bbox="1029 1402 1066 1704">3,800円</td> <td data-bbox="1029 1099 1066 1402">2,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1402 1102 1704">5,000円</td> <td data-bbox="1066 1099 1102 1402">3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<p>16の4 附則第16項の2の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16項の2の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</p>
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車附則第16項の2から前項までの規定の適用を受けける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>														
<p>16の6 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつ</p>														

改正後	改正前
<p>たときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を提供した者の偽りその不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに伴うものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第68条及び第70条の規定を除く。)を適用する。</p>	
<p>16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>17～41 略</p>	<p>17～41 略</p>

大村市税条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第35条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15の11 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から附則第16項の5までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2～16の4 略</p> <p>16の5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第35条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15の11 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から附則第16項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2～16の4 略</p>

改正後	改正前
<p>定の適用については、当該軽自動車が発令3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発令4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の6 略 16の7 略 16の8 略 17～41 略</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5 略 16の6 略 16の7 略 17～41 略</p>

大村市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大村市条例第50号）（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、大村市条例第77条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、大村市条例第77条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 略</p> <p>13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>

改正後	改正前																														
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1086 683 2067"> <tr> <td>第5項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>令和元年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>令和2年3月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	第5項	略			略			平成28年5月2日	令和元年10月31日	第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日		略		<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 107 683 1086"> <tr> <td>第5項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成32年3月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	第5項	略			略			平成28年5月2日	平成31年10月31日	第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日		略	
第5項	略																														
	略																														
	平成28年5月2日	令和元年10月31日																													
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日																													
	略																														
第5項	略																														
	略																														
	平成28年5月2日	平成31年10月31日																													
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日																													
	略																														

大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第24号）（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第32条の6第1項中「による申告書」の次に「(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第32条の6に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、</p>	<p>第32条の6第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第32条の6に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、</p>

<p>改正後</p>	<p>同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないて納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規</p>
<p>改正前</p>	<p>同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>定の適用を受けようとする期間その他の施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第2条中大村市税条例第76条第3項の改正規定 平成31</p>

改正後	改正前
<p>10月1日</p> <p>(5) 第1条中大村市税条例第16条第1項及び第3項並びに第3条の6第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 令和2年4月1日</p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(7) 第1条中大村市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第26条の2及び第26条の5の改正規定並びに同条例附則第12項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日</p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 令和3年10月1日</p> <p>(9) 第5条の規定 令和4年10月1日</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す</p>	<p>年10月1日</p> <p>(5) 第1条中大村市税条例第16条第1項及び第3項並びに第3条の6第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日</p> <p>(7) 第1条中大村市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第26条の2及び第26条の5の改正規定並びに同条例附則第12項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日</p> <p>(9) 第5条の規定 平成34年10月1日</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す</p>

改正後	改正前
<p>る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下</p>

改正後	改正前
<p>「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税につ</p>	<p>「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税につ</p>

改正後	改正前
<p>て法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、</p>	<p>いて法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、</p>

<p>改正後</p>	<p>同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p> <p>13 附則第6項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>（読替規定）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p> <p>13 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>（読替規定）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

大村市介護保険条例の改正概要（第29号議案関係）

1 改正の理由

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の減額措置を拡充するため、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

全9段階中第1段階から第3段階までの第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度の保険料を次のとおり減額する。

所得階層	対象者の要件	改正前		改正後	
		保険料率	保険料 (年額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.45	31,320円	0.375 (△0.075)	26,100円 (△5,220円)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者	0.75	52,200円	0.625 (△0.125)	43,500円 (△8,700円)
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者	0.75	52,200円	0.725 (△0.025)	50,460円 (△1,740円)

※ 保険料（年額）・・・基準額（第5段階の保険料69,600円）×保険料率

※ 第1段階については、平成27年度から保険料の減額措置（保険料率の0.05引下げ）を行っており、当該減額措置を行う前の保険料率は0.5、保険料（年額）は34,800円である。

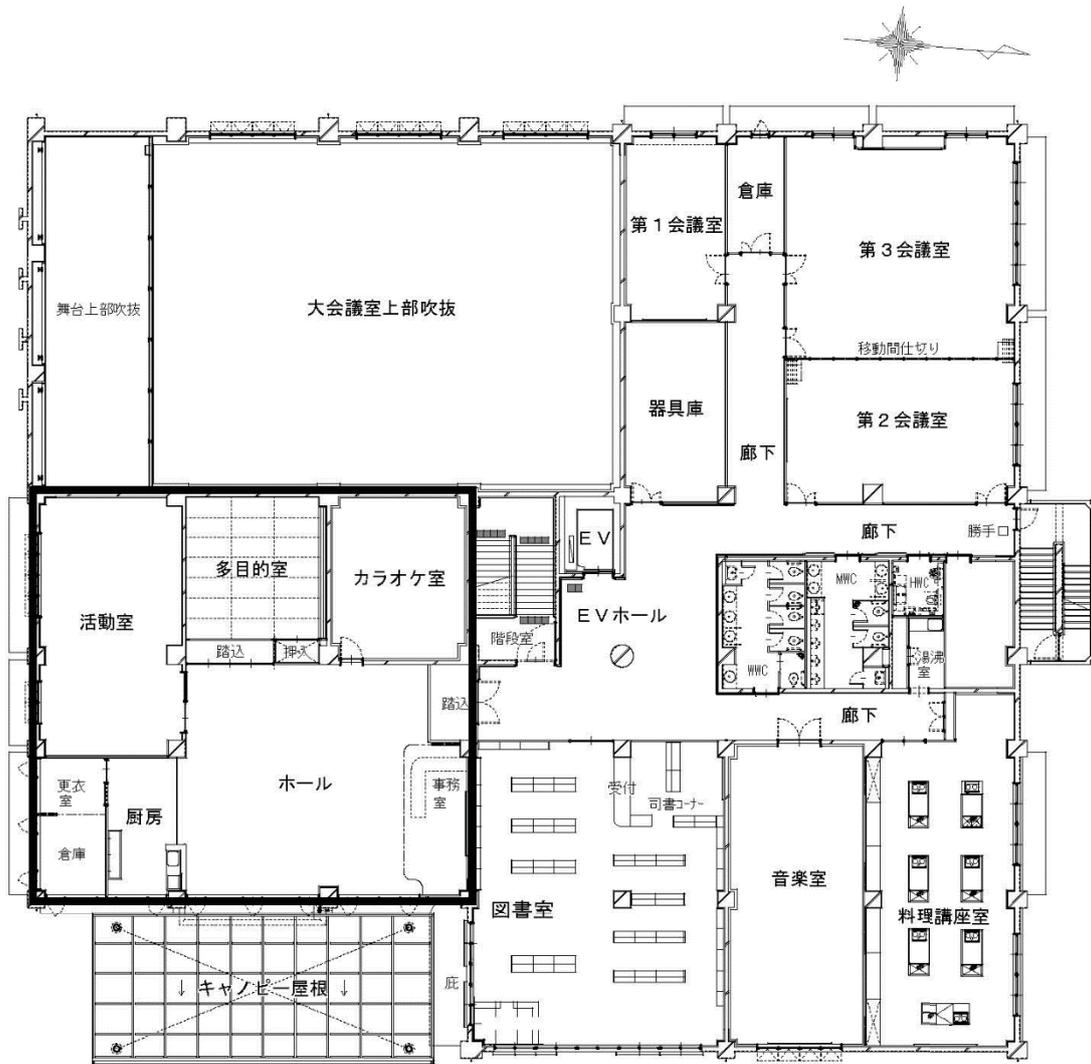
3 施行日

公布の日

大村市介護保険条例例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、26,100円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、43,500円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、50,460円とする。</p>	<p>(保険料)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度及び平成31年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p>

平面図（2階）



※施設の構成

- 1階 新中地区公民館（仮称）、西大村出張所
- 2階 新中地区公民館（仮称）、中地区ふれあい館（上記図面の 部分）

大村市高齢者活動支援施設条例（新旧対照表）

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置) 第2条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1099 603 2022"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢町ふれあい館</td> <td>大村市西本町493番地</td> </tr> <tr> <td>中地区ふれあい館</td> <td>大村市古賀島町133番地31</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢町ふれあい館	大村市西本町493番地	中地区ふれあい館	大村市古賀島町133番地31	<p>(名称及び位置) 第2条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 120 603 1043"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢町ふれあい館</td> <td>大村市西本町493番地</td> </tr> <tr> <td>中地区ふれあい館</td> <td>大村市松並一丁目1275番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢町ふれあい館	大村市西本町493番地	中地区ふれあい館	大村市松並一丁目1275番地
名称	位置												
伊勢町ふれあい館	大村市西本町493番地												
中地区ふれあい館	大村市古賀島町133番地31												
名称	位置												
伊勢町ふれあい館	大村市西本町493番地												
中地区ふれあい館	大村市松並一丁目1275番地												

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第31号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、当該省令に従って本市の条例で定める事項について、以下のとおり改正するものである。

※ 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

2 改正の内容

(1) 連携施設の確保に関する経過措置の延長及び対象の変更（附則第3条関係）

家庭的保育事業者等は、「保育内容の支援」、「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿の提供」を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」）を確保しなければならない。この場合において、一定の要件を満たすときは、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間、連携施設の確保をしないことができるが、経過措置の期間を5年間延長する（延長後の経過措置期限：令和7年3月31日）。

また、下記(3)の改正に伴い、保育所型事業所内保育事業所について、当該経過措置の対象外とする。

(2) 認可外保育施設等の連携協力による連携施設の確保の不要（第6条第4項及び第5項関係）

家庭的保育事業者等は、確保すべき連携施設のうち、「卒園後の受皿の提供」を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携協力を行う者として認可外保育施設等を確保することにより、「卒園後の受皿の提供」を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

(3) 保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の不要（第45条関係）

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所のうち、市長が適当と認めるものについては、「卒園後の受皿の提供」を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

(4) 食事の提供に関する規定の改正（第16条及び附則第2条関係）

食事の提供に関する経過措置として、自園調理の原則の適用を猶予されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、当該経過措置の期間を5年間延長する（延長後の経過措置期限：令和7年3月31日）。

※ 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者をいう。

3 施行日

公布の日

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p>

<p>改正後</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ、市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限り、）</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する</p>	<p>改正前</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ、市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限り、）</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p> <p>附 則</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施される</p>
--	--

<p>改正後</p>	<p>日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。当該施設等は、利用乳幼児への食事を家庭的保育事業所等内で行う方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理設備において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>改正前</p>	<p>ものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で行う方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>

大村市水道事業給水条例等の改正概要（第33号議案関係）

1 改正の理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、水道料金、水道利用加入金、下水道使用料、工業用水道料金及び農業集落排水施設使用料の額を改定するものである。

2 改正の内容

水道料金等の額については、消費税及び地方消費税を含む額を定めていることから、当該税の税率を10%に変更して算定した額に改める。水道料金の基本料金と従量料金の場合については、以下に示すとおりである。

(1) 基本料金

メーターの口径	改定前(8%)	改定後(10%)	差額	税抜の基本料金 (参考)
13ミリメートル	928円80銭	946円	17円20銭	860円
20ミリメートル	1,393円20銭	1,419円	25円80銭	1,290円
25ミリメートル	2,678円40銭	2,728円	49円60銭	2,480円
30ミリメートル	4,665円60銭	4,752円	86円40銭	4,320円
40ミリメートル	8,164円80銭	8,316円	151円20銭	7,560円

※50ミリメートル、75ミリメートル、100ミリメートル及び150ミリメートル 略

(2) 従量料金

水量	改定前(8%)	改定後(10%)	差額	税抜の従量料金 (参考)
1～10立方メートル	75円60銭	77円	1円40銭	70円
11～30立方メートル	214円92銭	218円90銭	3円98銭	199円
31～50立方メートル	244円8銭	248円60銭	4円52銭	226円
51立方メートル～	267円84銭	272円80銭	4円96銭	248円

3 施行日

令和元年10月1日（適用については以下のとおり）

- ・水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料：令和元年12月分から適用
- ・水道利用加入金：施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みから適用
- ・工業用水道料金：施行日以後の使用分から適用

大村市水道事業給水条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前																																																												
<p>(料金)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 基本料金は、メーターの口径の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>946円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>1,419円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>2,728円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>4,752円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>8,316円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>16,632円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>34,452円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>59,400円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>136,620円</td></tr> </tbody> </table> <p>3 従量料金は、1月当たり次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量</th> <th>料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1立方メートルから10立方メートルまでの部分</td><td>77円</td></tr> <tr><td>11立方メートルから30立方メートルまでの部分</td><td>218円90銭</td></tr> <tr><td>31立方メートルから50立方メートルまでの部分</td><td>248円60銭</td></tr> <tr><td>51立方メートル以上の部分</td><td>272円80銭</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	基本料金	13ミリメートル	946円	20ミリメートル	1,419円	25ミリメートル	2,728円	30ミリメートル	4,752円	40ミリメートル	8,316円	50ミリメートル	16,632円	75ミリメートル	34,452円	100ミリメートル	59,400円	150ミリメートル	136,620円	水量	料金（1立方メートルにつき）	1立方メートルから10立方メートルまでの部分	77円	11立方メートルから30立方メートルまでの部分	218円90銭	31立方メートルから50立方メートルまでの部分	248円60銭	51立方メートル以上の部分	272円80銭	<p>(料金)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 基本料金は、メーターの口径の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>928円80銭</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>1,393円20銭</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>2,678円40銭</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>4,665円60銭</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>8,164円80銭</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>16,329円60銭</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>33,825円60銭</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>58,320円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>134,136円</td></tr> </tbody> </table> <p>3 従量料金は、1月当たり次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量</th> <th>料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1立方メートルから10立方メートルまでの部分</td><td>75円60銭</td></tr> <tr><td>11立方メートルから30立方メートルまでの部分</td><td>214円92銭</td></tr> <tr><td>31立方メートルから50立方メートルまでの部分</td><td>244円8銭</td></tr> <tr><td>51立方メートル以上の部分</td><td>267円84銭</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	基本料金	13ミリメートル	928円80銭	20ミリメートル	1,393円20銭	25ミリメートル	2,678円40銭	30ミリメートル	4,665円60銭	40ミリメートル	8,164円80銭	50ミリメートル	16,329円60銭	75ミリメートル	33,825円60銭	100ミリメートル	58,320円	150ミリメートル	134,136円	水量	料金（1立方メートルにつき）	1立方メートルから10立方メートルまでの部分	75円60銭	11立方メートルから30立方メートルまでの部分	214円92銭	31立方メートルから50立方メートルまでの部分	244円8銭	51立方メートル以上の部分	267円84銭
メーターの口径	基本料金																																																												
13ミリメートル	946円																																																												
20ミリメートル	1,419円																																																												
25ミリメートル	2,728円																																																												
30ミリメートル	4,752円																																																												
40ミリメートル	8,316円																																																												
50ミリメートル	16,632円																																																												
75ミリメートル	34,452円																																																												
100ミリメートル	59,400円																																																												
150ミリメートル	136,620円																																																												
水量	料金（1立方メートルにつき）																																																												
1立方メートルから10立方メートルまでの部分	77円																																																												
11立方メートルから30立方メートルまでの部分	218円90銭																																																												
31立方メートルから50立方メートルまでの部分	248円60銭																																																												
51立方メートル以上の部分	272円80銭																																																												
メーターの口径	基本料金																																																												
13ミリメートル	928円80銭																																																												
20ミリメートル	1,393円20銭																																																												
25ミリメートル	2,678円40銭																																																												
30ミリメートル	4,665円60銭																																																												
40ミリメートル	8,164円80銭																																																												
50ミリメートル	16,329円60銭																																																												
75ミリメートル	33,825円60銭																																																												
100ミリメートル	58,320円																																																												
150ミリメートル	134,136円																																																												
水量	料金（1立方メートルにつき）																																																												
1立方メートルから10立方メートルまでの部分	75円60銭																																																												
11立方メートルから30立方メートルまでの部分	214円92銭																																																												
31立方メートルから50立方メートルまでの部分	244円8銭																																																												
51立方メートル以上の部分	267円84銭																																																												

改正後	改正前																																				
<p>(加入金の額) 第34条の3 加入金の額は、次の表のとおりとする。ただし、給水装置の改造工事については、改造後のメーター口径に应ずる加入金の額と改造前のメーター口径に应ずる加入金の額との差額とする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1102 911 2033"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>154,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>242,000円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>374,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>748,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>1,166,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>2,794,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td>管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	55,000円	20ミリメートル	154,000円	25ミリメートル	242,000円	30ミリメートル	374,000円	40ミリメートル	748,000円	50ミリメートル	1,166,000円	75ミリメートル	2,794,000円	100ミリメートル以上	管理者が別に定める額	<p>(加入金の額) 第34条の3 加入金の額は、次の表のとおりとする。ただし、給水装置の改造工事については、改造後のメーター口径に应ずる加入金の額と改造前のメーター口径に应ずる加入金の額との差額とする。</p> <table border="1" data-bbox="523 125 911 1057"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>151,200円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>237,600円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>367,200円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>734,400円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>1,144,800円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>2,743,200円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td>管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	54,000円	20ミリメートル	151,200円	25ミリメートル	237,600円	30ミリメートル	367,200円	40ミリメートル	734,400円	50ミリメートル	1,144,800円	75ミリメートル	2,743,200円	100ミリメートル以上	管理者が別に定める額
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	55,000円																																				
20ミリメートル	154,000円																																				
25ミリメートル	242,000円																																				
30ミリメートル	374,000円																																				
40ミリメートル	748,000円																																				
50ミリメートル	1,166,000円																																				
75ミリメートル	2,794,000円																																				
100ミリメートル以上	管理者が別に定める額																																				
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	54,000円																																				
20ミリメートル	151,200円																																				
25ミリメートル	237,600円																																				
30ミリメートル	367,200円																																				
40ミリメートル	734,400円																																				
50ミリメートル	1,144,800円																																				
75ミリメートル	2,743,200円																																				
100ミリメートル以上	管理者が別に定める額																																				

大村市下水道条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前																																
<p>(使用料の徴収) 第15条 略 2 使用料は、管理者が別に定める定例日現在の排除した汚水量を定例日に属する月分とその前月分に区分した額を徴収する。</p> <p>(使用料の算定) 第15条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、除害施設を経由して排除される汚水（第10条又は第11条の規定により除害施設を設けて排除しなければならぬものに限る。）又は特定事業場の特定施設から処理施設を経由して排除される汚水であって、次に定める基準の全てに適合するものに係る使用料を算定する場合の別表の規定の適用については、同表中「229円90銭」とあるのは、「121円」とする。 (1)・(2) 略 3 略</p>	<p>(使用料の徴収) 第15条 略 2 使用料は、管理者が別に定める定例日現在の排除した汚水量を定例日に属する月分とその前月分に区分した額を徴収する。</p> <p>(使用料の算定) 第15条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、除害施設を経由して排除される汚水（第10条又は第11条の規定により除害施設を設けて排除しなければならぬものに限る。）又は特定事業場の特定施設から処理施設を経由して排除される汚水であって、次に定める基準の全てに適合するものに係る使用料を算定する場合の別表の規定の適用については、同表中「225円72銭」とあるのは、「118円80銭」とする。 (1)・(2) 略 3 略</p>																																
<p>別表（第15条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料（1月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本使用料</th> <th>超過使用料（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">693円</td> <td style="text-align: center;">汚水量</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>1立方メートルから10立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">73円70銭</td> </tr> <tr> <td>11立方メートルから30立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">157円30銭</td> </tr> <tr> <td>31立方メートルから50立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">188円10銭</td> </tr> <tr> <td>51立方メートル以上の部分</td> <td style="text-align: center;">229円90銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用料（1月につき）		基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	693円	汚水量		金額	1立方メートルから10立方メートルまでの部分	73円70銭	11立方メートルから30立方メートルまでの部分	157円30銭	31立方メートルから50立方メートルまでの部分	188円10銭	51立方メートル以上の部分	229円90銭	<p>別表（第15条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料（1月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本使用料</th> <th>超過使用料（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">680円40銭</td> <td style="text-align: center;">汚水量</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>1立方メートルから10立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">72円36銭</td> </tr> <tr> <td>11立方メートルから30立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">154円44銭</td> </tr> <tr> <td>31立方メートルから50立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: center;">184円68銭</td> </tr> <tr> <td>51立方メートル以上の部分</td> <td style="text-align: center;">225円72銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用料（1月につき）		基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	680円40銭	汚水量		金額	1立方メートルから10立方メートルまでの部分	72円36銭	11立方メートルから30立方メートルまでの部分	154円44銭	31立方メートルから50立方メートルまでの部分	184円68銭	51立方メートル以上の部分	225円72銭
使用料（1月につき）																																	
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）																																
693円	汚水量																																
	金額																																
1立方メートルから10立方メートルまでの部分	73円70銭																																
11立方メートルから30立方メートルまでの部分	157円30銭																																
31立方メートルから50立方メートルまでの部分	188円10銭																																
51立方メートル以上の部分	229円90銭																																
使用料（1月につき）																																	
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）																																
680円40銭	汚水量																																
	金額																																
1立方メートルから10立方メートルまでの部分	72円36銭																																
11立方メートルから30立方メートルまでの部分	154円44銭																																
31立方メートルから50立方メートルまでの部分	184円68銭																																
51立方メートル以上の部分	225円72銭																																

大村市工業用水道事業給水条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、次の基本料金と超過料金の合計額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量1立方メートルにつき 49円50銭</p> <p>(2) 超過料金 超過使用水量1立方メートルにつき 99円</p>	<p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、次の基本料金と超過料金の合計額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量1立方メートルにつき 48円60銭</p> <p>(2) 超過料金 超過使用水量1立方メートルにつき 97円20銭</p>

大村市農業集落排水施設条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後		改正前	
別表（第15条関係）		別表（第15条関係）	
使用料（1月につき）		使用料（1月につき）	
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）
693円	汚水量	680円40銭	汚水量
1立方メートルから10立方メートルまでの部分	73円70銭	1立方メートルから10立方メートルまでの部分	72円36銭
1立方メートルから30立方メートルまでの部分	157円30銭	1立方メートルから30立方メートルまでの部分	154円44銭
31立方メートルから50立方メートルまでの部分	188円10銭	31立方メートルから50立方メートルまでの部分	184円68銭
51立方メートル以上の部分	229円90銭	51立方メートル以上の部分	225円72銭
分		分	

4

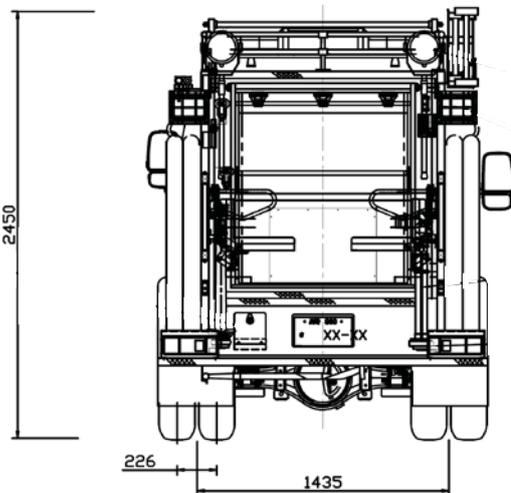
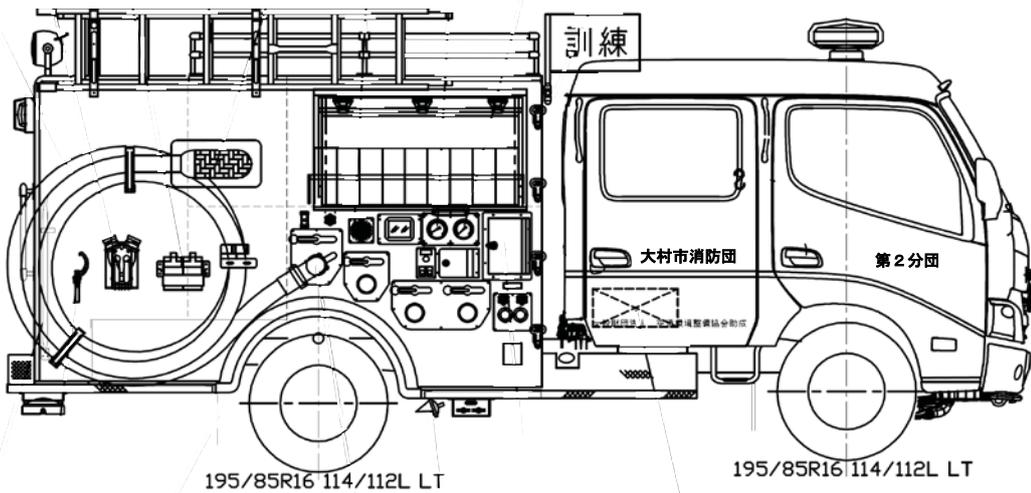
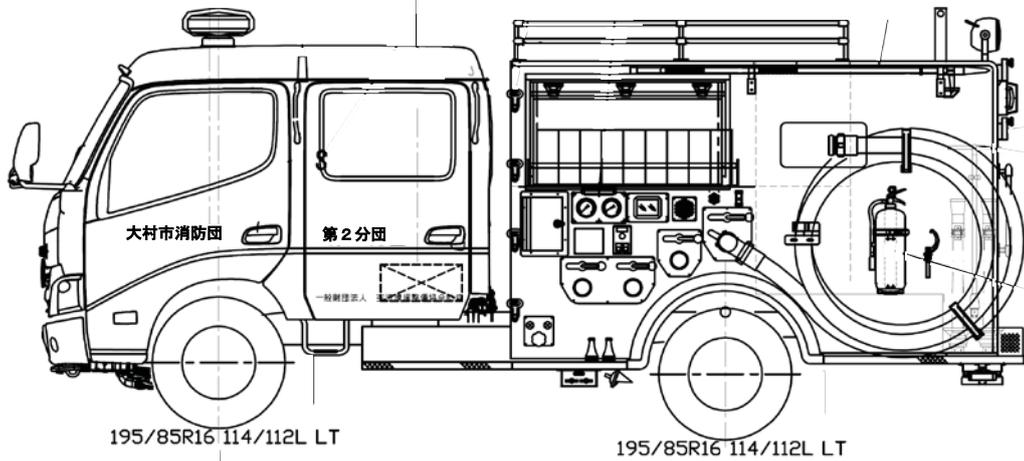
町の区域の変更位置図



消防ポンプ自動車図面

※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。

0 助手席 2名 110kg 1100 後座 3名 165kg



物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和元年5月22日(水) 午前11時15分 市役所第6会議室

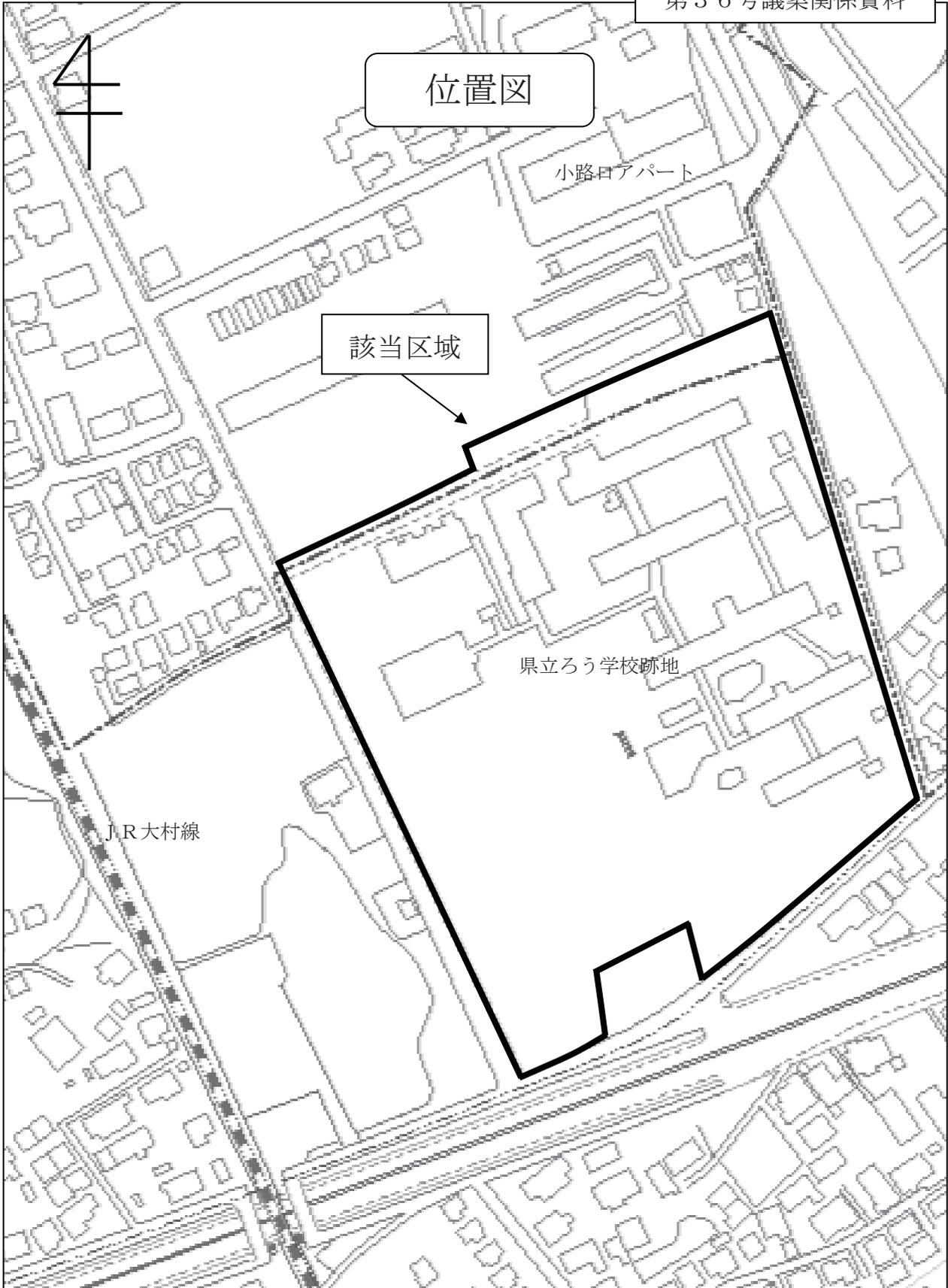
番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	21,500,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	20,790,000			落札
3	(株)ツクモ	3	21,800,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	4	22,220,000			
5	(株)長崎ユタカ		-			辞退
6	(株)サン・クリエイト		-			辞退
7	ユニオン防災	5	24,948,000			

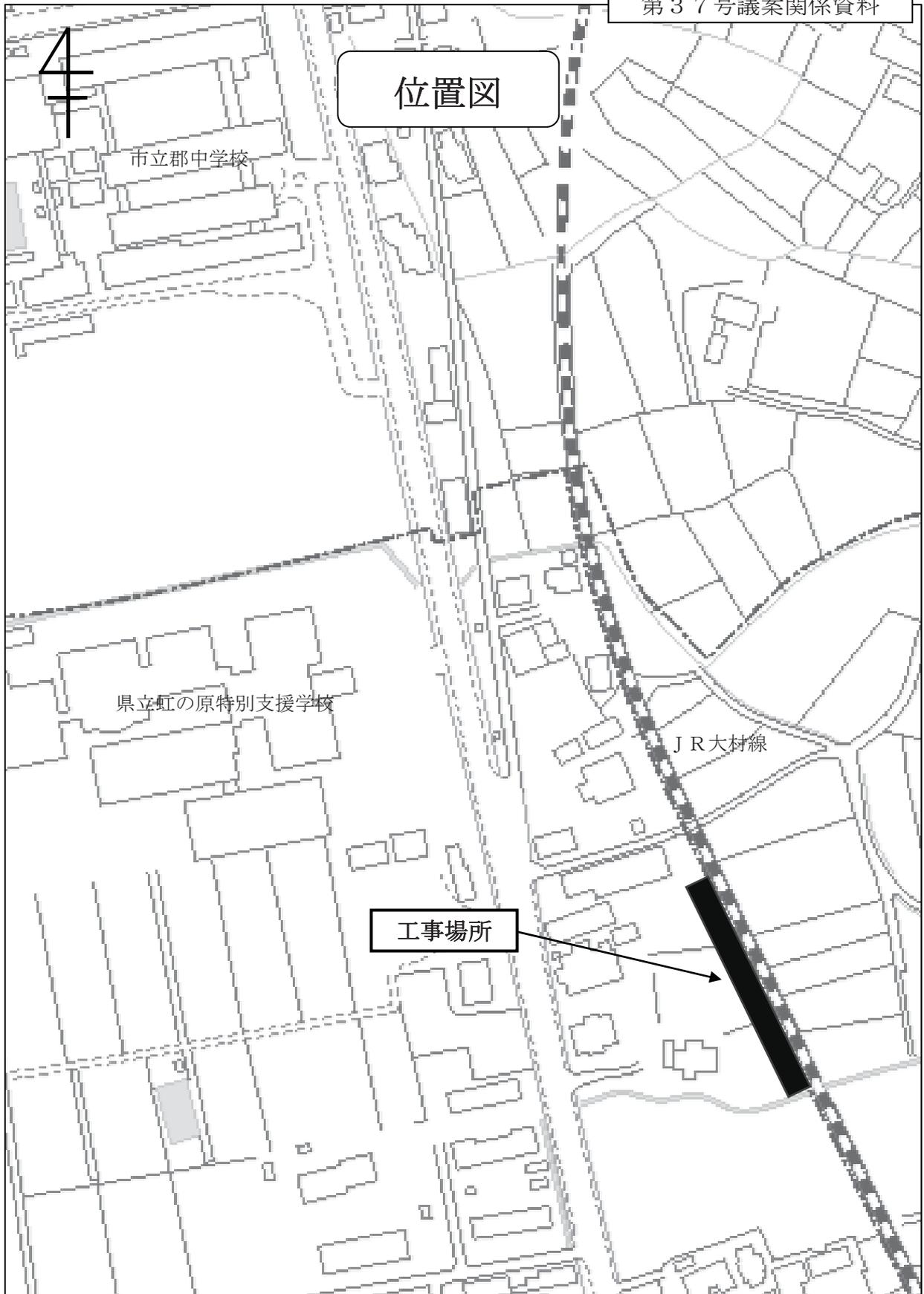
上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和元年5月22日

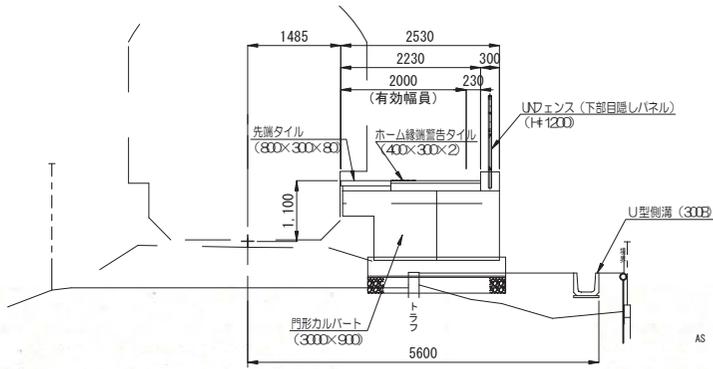
大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の8に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

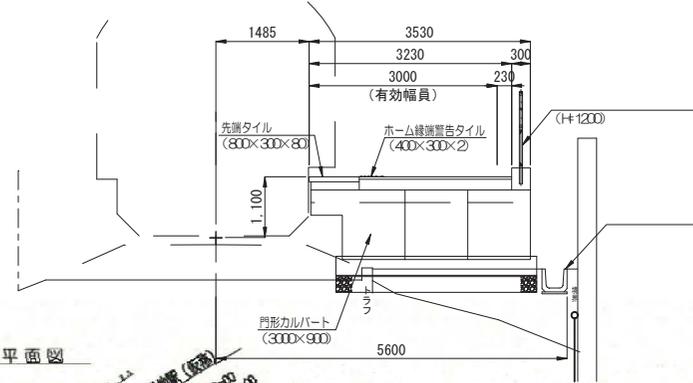




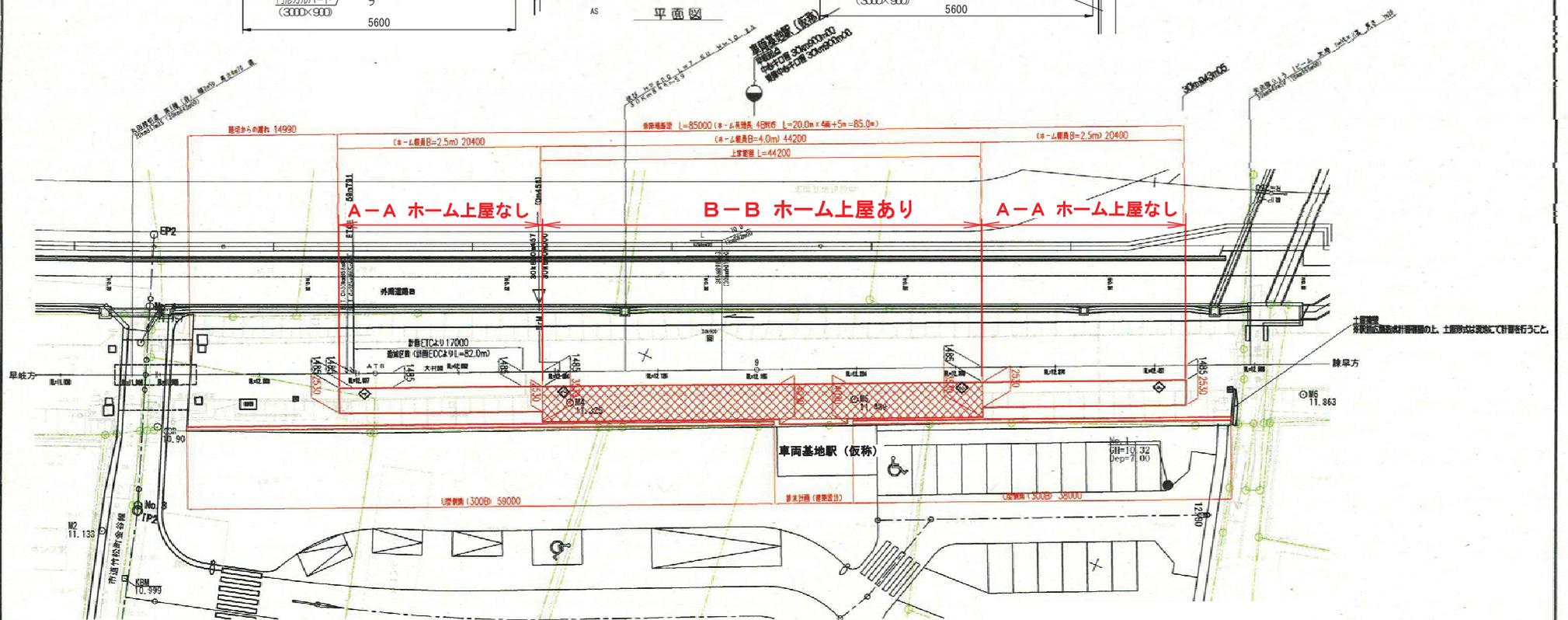
A - A
30km860m



B - B
30km900m



AS 平面図



大村市国民健康保険条例の改正概要（第38号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➡	【改正後】
基礎課税額	58万円		61万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円		19万円
介護納付金課税額	16万円		16万円
課税限度額	93万円		96万円

2 低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

物価の上昇による影響で軽減対象者の範囲が縮小しないよう、低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額を引き上げるもの

【改正前】

$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 27.5 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 50 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$



【改正後】

$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 28 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 51 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で、国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

※モデルケース：被保険者数（世帯主を含む。）2人と特定同一世帯所属者1人の場合

	【改正前】	➡	【改正後】
5割軽減基準額	115.5万円以下		117万円以下
2割軽減基準額	183万円以下		186万円以下

3 施行日

平成31年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が610,000円を超える場合においては、基礎課税額は、610,000円とする。 3・4 略</p> <p>(保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の</p>	<p>(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が580,000円を超える場合においては、基礎課税額は、580,000円とする。 3・4 略</p> <p>(保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>	<p>合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>

公用車の物損事故について（報告第4号関係）

1 経緯

平成31年1月24日午後3時30分頃、本市福祉保健部職員が大村市こどもセンターの駐車場内において、駐車しようとして公用車を後進させた際、左側に駐車してあった■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の運転席ドア部分と接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が駐車枠の右側の線に車両を寄せて駐車しようとしたところ、右後方の確認に気を取られ、左後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額227,332円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4



詳細図

